

報道発表



すみずみで守る、
を主流に。
どこよりもつよい流域治水とともに

令和6年12月24日10時00分
奈良県 大和郡 山市
近畿地方整備局大和川河川事務所

市として全国初！（川西町・田原本町に続き全国3例目）

大和郡山市で貯留機能保全区域を指定！

- 令和3年に改正された「特定都市河川浸水被害対策法」では、被害対象を減少させるための対策として新たに「貯留機能保全区域」※1と「浸水被害防止区域」※2の指定が位置づけられました。
- このうち貯留機能保全区域について、大和川特定都市河川流域内の奈良県大和郡山市番条地区において、地元住民協力のもと、市として全国で初めて（川西町、田原本町に続き全国で3例目）指定する運びとなりました。
- 大和郡山市では、これまでイオンモール大和郡山における大和川流域治水イベントの出展や市長自ら流域治水のイベントに参加するなど、浸水被害に対する各戸貯留などの取組を進め、流域治水に非常に前向きに取り組んでいます。
- このたび、貯留機能保全区域指定についての奈良県の告示及び感謝状贈呈式について、以下のとおりお知らせします。

※1 貯留機能保全区域：河川沿いの低地など、その土地が持つ貯留機能を将来にわたって保全するため、土地所有者に同意の上で、関係市町村長の意見聴取のもと、知事が指定するもの。指定後、知事は当該土地への盛土等、貯留機能を阻害する行為について事前の届出を求め、必要な助言・勧告を行うことができる。

※2 浸水被害防止区域：住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある土地において、関係住民・利害関係人による意見書提出・関係市町村長の意見聴取のもと、知事が指定するもの。指定後、知事は当該土地における開発・建築を制限（事前届出制）することができる。

1. 貯留機能保全区域指定の告示

令和6年12月24日（火）

2. 貯留機能保全区域指定の概要

別紙1のとおり

3. 感謝状贈呈式

令和7年1月16日（木）14時～14時30分 ※詳細は別紙2のとおり

<取扱い>

<配布場所>近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ

<告示・感謝状贈呈式・貯留機能保全区域指定箇所の詳細に関する問合せ先>

奈良県 県土マネジメント部	河川整備課
課長補佐	近藤 善紀（内線：4173）
係長	長谷川 健太（内線：4179）
電話	0742-27-7507（直通）

<貯留機能保全区域指定の制度に関する問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局	大和川河川事務所
副所長	後藤 彦幸（内線：204）
流域治水課長	中 友太郎（内線：351）
電話	072-971-1381（代表）

市として全国初！（川西町・田原本町に続き全国3例目）

大和郡山市で貯留機能保全区域を指定！

特定都市河川浸水被害対策法が令和3年5月に改正され、新たに土地利用対策として貯留機能保全区域制度が創設されました。

貯留機能保全区域とは、その土地が元来有している遊水機能（貯留機能）を可能な限り保全していくことを目的としており、浸水被害の拡大を抑制する効用があると認められる区域を貯留機能保全区域として県が指定することができる制度です。

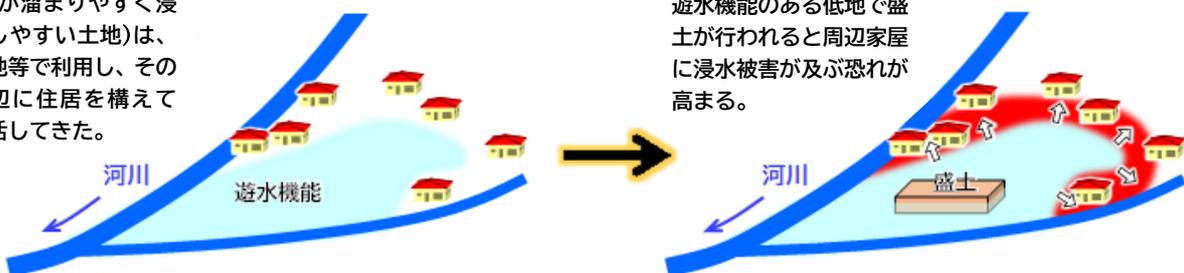
本日、遊水機能を保全していくことに同意をいただくことができた大和郡山市番条（ばんじょう）地区（約3.6ha）を市として全国で初めて（川西町、田原本町に続き全国で3例目）貯留機能保全区域に指定しました。

この指定によりその土地が遊水機能を持っていることが広く認知され、将来にわたってその機能が保全されることが期待されます。

近年は、気候変動の影響により記録的短時間大雨や線状降水帯などにより全国各地で大規模な水害が発生しています。水害を未然に防ぎ、「もしも」のときに備えるため、流域全体で河川改修や貯留施設の整備などを行うハード対策とあわせて、土地利用対策である区域指定や避難に必要な洪水浸水想定区域図の公表などのソフト対策を一体的に実施し、流域が一丸となって流域治水に引き続き取り組んでまいります。

【 遊水機能保全の必要性(イメージ) 】

遊水機能のある低地（水が溜まりやすく浸水しやすい土地）は、農地等で利用し、その周辺に住居を構えて生活してきた。



遊水機能のある低地で盛土が行われると周辺家屋に浸水被害が及ぶ恐れが高まる。

貯留機能保全区域に指定された区域では…

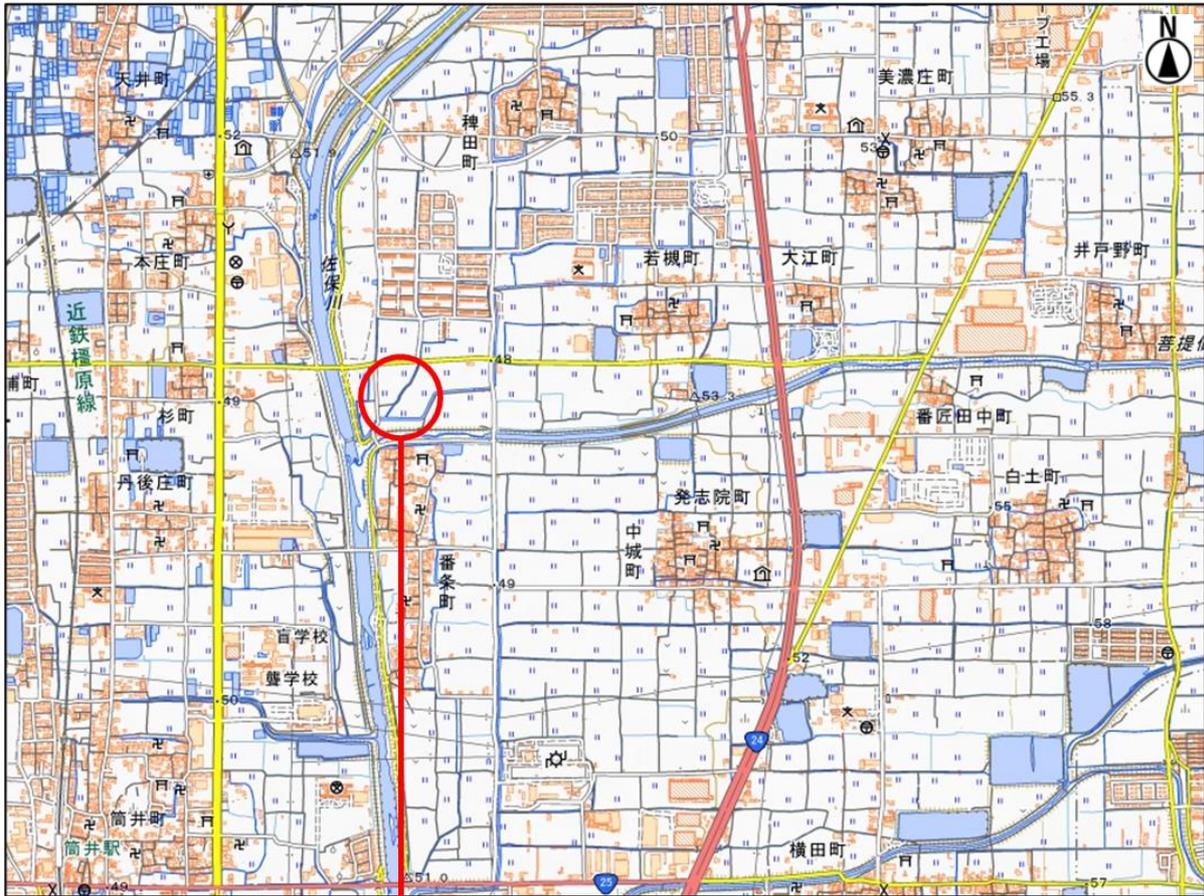
規制

盛土等の貯留機能阻害有為を行おうとする場合は「届出」が必要になります。また、知事は必要に応じて助言又は勧告を行うことができます。

支援策

固定資産税等について、指定後3年間、標準課税を市町村の条例で定める割合に軽減します。

大和郡山市番条(ばんじょう)地区



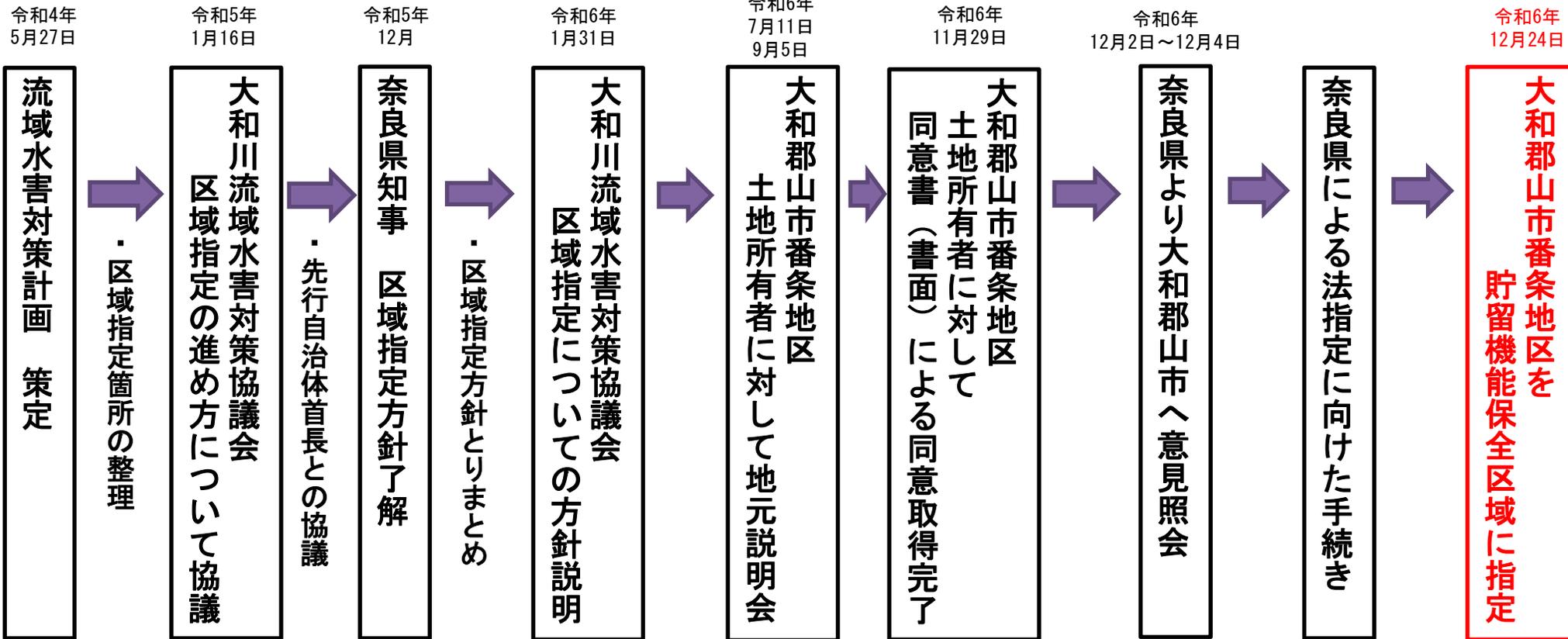
電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成

A = 約 3.6 ha



大和郡山市都市計画図を加工して作成

大和川流域における貯留機能保全区域指定に係る取組状況



大和川流域水害対策協議会の様子

【構成員】

奈良県（知事、総務部長、危機管理監、環境森林部長、食農部長、
 県土マネジメント部長、地域デザイン推進局長）
 流域内25市町村の長、下水道管理者
 近畿地方整備局（局長、建政部長、河川部長）
 近畿農政局（農村振興部長）、奈良森林管理事務所長
 近畿地方環境事務所長、奈良財務事務所長、奈良地方気象台長、
 奈良県防災士会理事長

【協議事項】

- ・流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議
- ・流域水害対策計画の実施に係る連絡調整



大和川流域水害対策計画

大和郡山市番条地区における感謝状贈呈式について

大和川では、令和3年12月に全国初となる特定都市河川の指定を受け、令和4年5月に全国初となる「大和川流域水害対策計画」を策定しました。

本計画に沿って、大和川河川事務所や奈良県、25の関係市町では「被害対象を減少させるための対策」として、貯留機能保全区域の指定を進めています。

このたび、大和郡山市番条地区において、地元住民をはじめとした地域の皆様のご協力のもと貯留機能保全区域の指定が完了しました。つきましては、大和郡山市長より地域の皆様に流域治水への協力に対する感謝の意を表して感謝状贈呈式を実施いたします。

1. 日 時:令和7年1月16日(木) 13:50集合

2. 場 所:大和郡山市役所 4階 大会議室

※近鉄橿原線「近鉄郡山駅」から徒歩約5分

JR大和路線「郡山駅」から徒歩約15分

車でお越しの場合、市役所内駐車場をご利用いただけます。

3. 式次第(案)

- ・大和郡山市長より地域への感謝状贈呈

4. その他

- ・取材を希望される場合は、1月14日(火)16時までにメールにてお申し込みください。

メール件名を「感謝状贈呈式について」とし、本文に①会社名、②担当者名、③人数、④電話番号を記載の上、以下のメールアドレスまでご送付ください。

<申し込み先>

奈良県 県土マネジメント部 河川整備課

課長補佐 近藤 (kondo-yoshinori@office.pref.nara.lg.jp)

係長 長谷川 (hasegawa-kenta@office.pref.nara.lg.jp)

- ・取材における撮影には、参加される地元の方々のプライバシーへの配慮をお願いします。

- ・感謝状贈呈式は屋内での実施のため、雨天決行となります。

※感謝状贈呈式は招待者のみで執り行います。一般の方は出席いただくことはできませんので、ご了承ください。

